





(1) G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について  
(新着情報)

G20大阪サミット等につきましては、首脳会合が6月28日及び29日に大阪府において、農業大臣会合が5月11日及び12日に新潟県において、貿易・デジタル経済大臣会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議が6月8日及び9日に、それぞれ茨城県及び福岡県において、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地域環境に関する関係閣僚会合が6月15日及び16日に長野県において、労働雇用大臣会合が9月1日及び2日に愛媛県において、保健大臣会合が10月19日及び20日に岡山県において、観光大臣会合が10月25日及び26日に北海道において、外務大臣会合が11月22日及び23日に愛媛県において、それぞれ開催されます。

G20大阪サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているほか、サイバー攻撃や右翼による違法行為の発生が懸念されるところであり、今般、警察庁よりG20大阪サミット等開催に伴う警備協力について要請がありましたので、自動車運送事業者の皆様におかれましては、改めてテロ対策の徹底を図って頂きますようお願いいたします。

---

(2) 乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について  
(新着情報)

4月21日(日)、神戸市JR三宮駅前において、乗合バスが停留所を発車した直後、そのすぐ先の横断歩道に赤信号で進入して歩行者をはね、2名が死亡し、6名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。

事故の原因については現在調査中ですが、本件は、横断歩道を通行中の歩行者をはねるという基本的な安全確認不足によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

このため、特に大量の輸送需要が見込まれる4月27日(土)から始まる即位日等休日法の施行に伴う大型連休に向けて、自動車運送事業者様におかれましては、次の事項について改めて周知徹底していただき、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すようお願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、

- ①運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。
- ②運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。

---

(3) 環境に優しい次世代自動車の普及を促進するため「地域交通グリーン化事業」の公募を開始します！～ 認定を受けた場合には、車両導入補助が受けられます ～

(配信日 : H31. 4. 5)

国土交通省では本日（4月1日）から4月19日まで、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティの導入を支援する地域交通グリーン化事業（事業1）の公募を開始します。本公募終了後、認定を受けた場合には、車両導入に係る費用の一部について補助を受けることができます。

◆公募期間

平成31年4月1日（月）～4月19日（金） 〈事業計画書必着〉

※公募要領、その他詳細については自動車局のホームページをご覧ください。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html))

---

(4) 貸切バス事業者が適正な運賃を収受できるよう旅行業者との手数料等に係る取引対策を強化します。～安心・安全なバスツアーの実現に向けて～

(配信日 : H31. 3. 29)

国土交通省は、貸切バス事業者が旅行業者に対して、安全コストが阻害されている疑いのある手数料等の支払いにより、適正な運賃を収受できない場合について、旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の調査体制の強化や取引の明確化により、旅行業界・バス業界における取引環境の適正化に向けた対策を強化します。

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、「総合的な対策」の一環として、旅行業界・バス業界が共同して「貸切バスツアー適正取引推進委員会」（第三者委員会）を設置し、旅行業者等と貸切バス事業者との間における手数料等の取引の適正化に向けた自主的な取組が進められています。

一方で、同バス事故からおよそ3年が経過したことを受け、同バス事故を風化させず、旅行業界・バス業界における適正な取引環境を確実に実現していくため、両業界における自主的な取組に加え、国土交通省としても実質的な下限割れ運賃の防止に向けて、以下のとおり、調査等の積極的な実施や手数料等の記載の義務化に取り組んでいきます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000301.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000301.html)

---



に配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> )

#### 【参考】

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

